- (323) -

氏名(本籍) 牧野由理(千葉県)

学位の種類 博士(芸術学)

学位記番号 博 甲 第 6198 号

学位授与年月日 平成 24 年 3 月 23 日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

審 查 研 究 科 人間総合科学研究科

学位論文題目 明治期における幼稚園の図画教育の研究

副 查 筑波大学教授 博士 (芸術学) 岡 崎 昭 夫

副 查 筑波大学准教授 博士(芸術学) 直 江 俊 雄

副 查 筑波大学准教授 博士(芸術学) 石 﨑 和 宏

論文の内容の要旨

(目的)

東京女子師範学校の附属として日本で初めての幼稚園が明治 9 (1876) 年 11 月 16 日に創設された。本論 文は、その創設以降の明治期における幼稚園の図画教育の展開と幼児の図画表現の特質を解明することを目 的としている。

(対象と方法)

本論文は、明治期に出版された幼稚園に関する教育書や翻訳書、保存されてきた当時の保育記録における 図画の指導報告や幼児画の作品、当時の幼稚園の図画教育で使用されたと思われる掛図や標本模型などの保 存教具を研究対象にして、文献調査、明治初期に創設された歴史を持つ幼稚園での現地調査、そこで収集さ れた一次資料の検討という複合的な方法により研究を行っている。

(結果)

第1章では、明治前期における幼児への図画教育について各種の教育書や指導書の内容を検討した結果、フレーベルによる20種類の「恩物」という遊具を通して教育がなされたこの頃の幼稚園において、「圖畫課」「圖畫」「畫キ方」「畫方」と様々であったが、図画は幼児の教育に重要な役割を果たすことが認識されて、石盤、石筆、罫紙、白紙、毛筆、鉛筆などの道具で各種の罫線を引いて図形をつくるような幾何図法として明治前期の幼稚園に図画が導入されたことを指摘している。

第2章では明治後期における幼児への図画教育について各種の教育書や指導書の内容を検討した結果、恩物による形式的な教育への批判が生まれ、遊びを幼児の生活の中心とする保育理論が一般化し、その中に図画を位置づけようとする図画教育論が提起され、幾何図法としての図画教育が消えて、幼児の自発的な表現活動としての図画を評価する見方が生まれたことを示している。

第3章では、明治後期の主要な幼児教育雑誌に載せられた図画教育論を検討した結果、フレーベル式の恩物による形骸化した保育実践のなかで、それを克服する様々な図画教育論が展開され、新たな教育実践が模索されていたことを跡づけている。

第4章では明治37(1904)年から明治41(1908)年までの「愛珠幼稚園」(明治13年創立、現・大阪市

立愛珠幼稚園)が保存する保育記録を検討した結果、この園では幼児が自然物などの実物や標本室の標本を 題材に「随意」(自由)に描くという教育実践を行っていたことを見出している。

第5章では「愛珠幼稚園」で保管されている保育記録と同時期の幼児の図画作品(「第5回内国勧業博覧会記念帖」の52作品、「日露戦争記念帖」の27作品)を分類した結果、博覧会の正門や軍艦の配置などの幼児画には色と形による近代的な造形性が認められることを論じている。

第6章ではいずれも明治18年から明治20年にかけて開園した三つの幼稚園(土浦、舞鶴、松本)の図画教育の教具を調査した結果、各種の手技掛図、物語の掛図(「浦島太郎」「兎と亀」など)、実物模型(野菜、果物、動物)が保管されており、いずれも図画教育やその他の学習に活用されていた可能性を示唆している。(考察)

明治前期の幼稚園で行われた図画教育には小学校と同じく欧米からの移植により幾何図法が導入され、抽象的な幾何図形が幼児に教えられていたが、明治後期に至ると自然の風景や事物あるいは実物の標本を題材にして「随意」(自由)に描くという幼児の図画教育が実践されるようになった。この展開は、フレーベルの恩物に基づく幼児の図画教育から脱却して、近代美術の表現に基づく幼児の図画教育が明治後期において開始されたことを意味し、それに応じて幼児画の表現の特質にも近代性が反映し始めることになったと考えられる。

審査の結果の要旨

本論文は、明治期の幼稚園における図画教育史に関する研究が数少ない現状において、当時の図画教育論、教育実践記録、幼児画の作品、掛図等の教具など多面的な観点から、本格的に近代日本の幼児の美術教育史に取り組んだ研究であり、特に恩物によるフレーベル式教育の脱却が明治末期から起こったことを当時の図画教育の実践記録や幼児の作品によって明確に実証し、そこに現在の幼児の美術教育の原点となる近代性を見出したことは独創的で発展的な研究成果と言える。

平成24年1月20日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、 関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士(芸術学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。